令和８年度

第７回　農業委員会総会　議事録

市　川　市　農　業　委　員　会

第７回　市川市農業委員会総会　議事録

１．開催日時　令和８年１０月９日（金）午後１時３０分～午後２時１０分

２．開催場所　市役所第２庁舎　４階　大会議室２

３．出席委員　　１５人

農業委員	９人	１番	朝倉	美絵
		３番	石井	潤一
		２番	石井	宏
		４番	時田	純子
		５番	山野	孝一
		６番	石井	庸一
		７番	柗丸	浩房
		９番	岡﨑	博一
	会長	１０番	小川	治夫
欠席委員	１人	８番	神澤	晶子

農地利用最適化推進委員	６人	１番	板橋	正弘
		２番	髙梨	輝和
		３番	皆川	佳広
		４番	石井	悦史
		５番	大滝	與鷹
		６番	林	秀樹

４．　議事日程

１　議事録署名等委員の指名

２　会議書記の指名

３　付託調査班（委員）の指名

４　議題

議案第１号	農地法第３条の規定による許可申請について	１件
議案第２号	農地法第５条の規定による許可申請について	３件
議案第３号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	１件
議案第４号	農用地利用集積等促進計画案への意見について	３件
報告第１号	農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	２７件
報告第２号	農地法施行規則第２９条第１号の規定による農地転用の届出について	１件
報告第３号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	１件

５．農業委員会事務局職員

局　　長	岩佐　伸幸
次　　長	秀谷　康久
副 主 幹	本多　浩章
副 主 幹	吹上　裕三
主　　任	牧野　有希

６．会議の概要

発言者	内　　容
議　　長	ただいまより、令和８年度第７回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、神澤委員より欠席の連絡を受けております。 本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員１０名中９名、推進委員６名中６名出席しております。 農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第９条第１項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし。
議　　長	それでは、議席７番の委員、議席１番の委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、吹上副主幹を指名いたします。 次に、来月分の付託調査班を指名いたします。 農地関係は、第４班で、議席７番の委員、議席８番の委員です。 農政関係は、第２班で、議席３番の委員、議席４番の委員です。 なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。 それでは、議案第１号から議案第４号までと、報告第１号から報告第２号までを議題といたします。

	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事　務　局　長	はい、議長。
議　　長	はい、事務局長。
事　務　局　長	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」今回の申請は、１件でございます。 議案書の１ページ、２ページをお願いいたします。 申請受付日は、令和８年９月２４日でございます。 申請地は稲越３丁目で、地目は田、面積は５２５平方メートルです。 区域区分は市街化調整区域です。 申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものです。 説明は、以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第１班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席１番の委員	はい、議長。
議　　長	はい、議席１番の委員。
議席１番の委員	現地調査は、令和８年９月３０日に農地調査班第１班と農地利用最適化推進委員で行いました。 譲受人は、主にいちごを栽培している方です。 譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。 現況は、休耕地となっており、取得後は譲受人が所有する申請地の隣地と併せて耕作していくとのことです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、適正であると認められ、許可相当と思います。

	報告は、以上でございます。
議　　長	第１班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事　務　局	はい、議長。
議　　長	はい、事務局。
事　務　局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。 取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は２００日であり、許可要件はすべて満たしております。 説明は、以上でございます。
議　　長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各　委　員	なし。
議　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし。
議　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第１号は、全会一致により許可することと決

	定いたします。 次に、議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。
事　務　局　長	はい、議長。
議　　長	はい、事務局長。
事　務　局　長	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、今回の申請は、３件でございます。 議案書の３ページ、４ページをお願いいたします。 （１）の申請受付日は、令和８年９月２４日でございます。 申請地は北方町４丁目で、地目は田、面積は１，６５９平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、車両置場用地を目的に所有権の移転をするものです。 続きまして、 議案書の５ページ、６ページをお願いいたします。 （２）の申請受付日は、令和８年９月２５日でございます。 申請地は稲越３丁目の２筆で、地目は田、面積は１，７５７平方メートルです。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。 申請理由につきましては、建売住宅用地を目的に所有権の移転をするものです。 続きまして、 議案書の７ページ、８ページをお願いいたします。 （３）の申請受付日は、令和８年９月２５日でございます。 申請地は大町で、地目は畑、面積は２８６平方メートルです。

	区域区分は、市街化調整区域で、農業振興地域ですが、農用地区域ではありません。 申請理由につきましては、専用住宅用地を目的に使用貸借権の設定をするものです。 説明は、以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第１班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席２番の委員	はい、議長。
議　　長	はい、議席２番の委員。
議席２番の委員	現地調査は、令和８年９月３０日に農地調査班第１班の委員で行いました。 （１）の申請地は、千葉県立市川東高等学校の西側、概ね３００メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、宅地化の状況が第３種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ１０ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、計画区域の周囲をフェンスで囲い、敷地の安全性を確保します。なお、本計画区域での土砂の流出はありません。 敷地内を砕石敷きとし、雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。また、埋め立てはありません。 譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 （２）の申請地は、稲越小学校の西側、概ね６０メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

	農地区分については、宅地化の状況が第３種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ１０ヘクタール未満の農地であることから第２種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、新設ブロック・擁壁を設置し、土砂等の流出を防止します。 汚水・雑排水は浄化槽を設置し新設U字溝・水路へ排水。雨水は堰貯留を行い、オーバーフロー分を新設U字溝へ排水します。 埋め立てについては、市川市残土条例に係る規模の盛り土を予定しており、市担当課との協議を行っております。 譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 続きまして、 （３）の申請地は、大町小学校の東側、概ね２００メートルに位置し、現況は農地になっておりました。 農地区分については、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で公益的施設が５００メートル以内に２施設あることから第３種農地と判断します。 転用にともなう周辺農地への影響ですが、境界にブロック塀を設置し、土砂等の流出を防止します。 汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し雨水管へ排水。雨水は浸透桝・浸透トレンチにより浸透処理を行い、オーバーフロー分を前面側溝へ排水します。 譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。 報告は、以上でございます。
議　　長	第１班から調査報告をしていただきました。 続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。

事　務　局	はい、議長。
議　　長	はい、事務局。
事　務　局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 （１）の譲受人は、市内で主に自動車の販売及び整備事業を営む法人です。 事業拡大に伴う車両置場を探していたところ、申請地を購入する事ができる事となったことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、許可後に着工し、完了は許可後から一年間となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 （２）の譲受人は、松戸市に本店を置き主に宅地の造成、開発及び管理事業を営む法人です。 近隣に学校等があり、子育てに適していると判断したことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてで

	ございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和８年１１月１３日に着工し、完了は令和９年５月３１日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 続きまして、 （３）の譲受人は、船橋市に居住する個人です。 親族の土地を使用貸借して専用住宅を建築する事ができる事となったことから申請に至ったとのことです。 資力及び信用についてでございますが、資力については、借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。 また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。 工事の予定につきましては、令和８年１１月３０日に着工し、完了は令和９年３月３１日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議　　長	事務局からの説明がおわりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各　委　員	なし。
議　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。

	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（１）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし。
議　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（１）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（２）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし。
議　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（２）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。 議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」、（３）について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし。
議　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第２号（３）は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証

	明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事　務　局	はい、議長。
議　　長	はい、事務局長。
事　務　局	議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。 議案書の９ページ、１０ページをお願いいたします。 相続人から租税特別措置法第７０条の６第１項の規定の適用を受けるため、令和８年９月１４日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。 対象となる特例農地は、大町の９筆で、面積は１３，３５６．２平方メートルです。 地目は「畑及び山林」で、現況は「樹園地」でございます。なお、特例農地の相続開始は令和７年１２月１日です。 説明は、以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第３班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席５番の委員	はい、議長。
議　　長	はい、議席５番の委員。
議席５番の委員	議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和８年９月２９日に第３班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 農業経営は、被相続人夫婦と相続人夫婦及び相続人の長男夫婦の６名で農業に従事していました。 特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。 特例農地の状況ですが、北総鉄道、大町駅の南側に位置し

	た９筆、面積は１３，３５６．２平方メートルです。いずれも適正に肥培管理されておりました。 　調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。 　報告は、以上でございます。
議　　長	第３班から調査報告をしていただきました。 　それでは、これより質疑に入ります。 　ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各　委　員	なし。
議　　長	「なし」という声がございました。 　お諮りいたします。 　議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　長	ご異議なしと認めます。 　よって、議案第３号は、全会一致により証明することと、決定いたします。 　次に、議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局長	はい、議長。
議　　長	はい、事務局長。
事務局長	議案第４号　「農用地利用集積等促進計画案への意見について」ご説明いたします。 　議案書の１１ページをお願いいたします。

	本件は、令和８年９月１４日付けで、市川市長より農用地利用集積等促進計画案が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、農業委員会の意見を求めるものでございます。 説明は、以上でございます。
議　　長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第３班に付託しております。 調査結果につきまして、ご報告お願いします。
議席６番の委員	はい、議長。
議　　長	はい、議席６番の委員。
議席６番の委員	議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」調査報告をいたします。 現地調査は、令和８年９月２９日に、第３班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。 今回は、３件の農用地利用集積等計画案でございます。 はじめに１番について、借り手の方は、大野町在住の方です。大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、市川市立大柏小学校の北西側に位置した畑１筆、現況は「樹園地」でございます。 面積は、７９９平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から５年間です。 続きまして２番について、借り手の方は、松戸市在住の方です。 堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は、市川市立中国分小学校の北側に位置した畑１筆、現況は「露地畑」でございます。 面積は、５２３平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から５年間です。 続きまして３番について、借り手の方は、大町在住の方で

	す。 大町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。 申請地は市川市動植物園の西側に位置した畑１筆、現況は「樹園地」でございます。 面積は、９８８平方メートルで、設定期間は、許可の公告日から５年間です。 すべての借り手の経営する農地においては、農家台帳で確認したところ、耕作放棄地もなく、保有する機械、農作業に従事する者の数及び配置の状況並びに農地法その他の農業関係法令の遵守状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作事業を行っていくことが見込まれます。 また、農作業を行う必要がある日数についても農作業に従事することが見込まれます。 これらのことから、今回、意見を求められた農用地利用集積等促進計画案について、「意見なし」と回答することが妥当と判断いたします。 報告は、以上でございます。
議　　長	第３班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各　委　員	なし。
議　　長	「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第４号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」、「意見なし」と回答することに、ご異議ございませんか。
各　委　員	異議なし
議　　長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第４号は、全会一致により「意見なし」と回

	答することと、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告第１号「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。
議　　長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	「農地法第４条又は第５条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、 報告いたします。 議案書の１３ページをお願いいたします。 今回の報告は、令和８年９月３日から９月３０日までに届出がされたものであり、 農地法第４条の届出は１６件、１９筆、４，１８０．１９平方メートル、 第５条の届出は１１件、１５筆、１，８２８．９９平方メートルで、 第４条と第５条の合計は２７件、３４筆、転用面積は６，００９．１８平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、１４ページから１９ページまでに記載のとおりです。 報告は、以上でございます。
議　　長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第２号「農地法施行規則第２９条第１号の規定による農地転用の届出について」、事務局より、報告いたします。
事 務 局 次 長	はい、議長。

議　　長	はい、事務局次長。
事務局次長	「農地法施行規則第２９条第１号の規定による農地転用の届出について」、報告いたします。 議案書の２１ページをお願いいたします。 本件は、令和８年８月２６日付けで、申請者から届出があり、　土地の所在は原木、面積は４０９．８７平方メートルのうち４９．６８平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。 申請地は、農機具収納施設とするため、農地法施行規則第２９条第１号に規定する農地利用の増進に該当することから届出を受理しました。 報告は、以上でございます。
議　　長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第３号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。
事務局次長	はい、議長。
議　　長	はい、事務局次長。
事務局次長	「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。 議案書の２３ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。 令和８年９月３日に申請がありました１件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。

議　　長	報告は、以上でございます。 報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。 これで、令和８年度第７回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議　　長　小　川　　治　夫

委　　員　柗　丸　　浩　房

委　　員　朝　倉　　美　絵